

英靈にこたえる会 会則

昭和51年6月22日 制定
昭和53年4月21日一部改正
昭和55年4月21日一部改正
昭和57年4月22日一部改正
平成元年4月27日一部改正
平成20年4月23日一部改正
平成22年4月28日一部改正
令和 5年4月23日一部改正
令和 6年4月23日一部改正

(名称)

第1条 本会は「英靈にこたえる会」と称する。

(目的)

第2条 本会は護國のいしづえとなった250万の英靈に対し国及び国民の尊崇と感謝の誠を表すため、これが公の行事として実施されるよう、広く国民運動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 英靈顕彰
2. 靖國神社等における戦歿者の慰靈顕彰行事
3. 靖國神社における公式参拝の実現
4. その他本会目的達成のため必要な事業

(組織)

第4条 本会は第2条の目的に賛同する個人及び団体をもって組織し、中央本部を東京都に置く。
2. 本会は各都道府県に各都道府県本部を、各市町村に市町村支部を置くことができる。

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

個人会員 本会の目的に賛同する個人。

個人会員は普通会員及び特別会員とし、維持会費を納める会員を維持会員と称する。

団体会員 本会の目的に賛同する団体。

2. 本会に入会を希望する個人及び団体の入会手続きと退会等手続きは別に定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
運営委員長	1名
運営副委員長	若干名
運営委員	約80名
監事	2名

2. 会長及び副会長は運営委員会の議決を経たのち、総会の承認を得る。

会長は本会を代表して会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 運営委員長及び同副委員長は、運営委員会において互選し会長が委嘱する。
4. 運営委員及び監事は別表第1に定めるところにより選出された者を会長が委嘱する。

運営委員は運営委員会を組織し、会務の執行に関する決定を行う。

又、別表第2に定める者で構成する常任委員会を運営委員会に置く。

5. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会の財産の現況を監査すること。
- (2) 会の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄付行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとときは、総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を会長に請求すること。

6. 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
7. 会長は運営委員が運営委員として不適格と判断した場合は、常任委員会の議決を経て解嘱することができる。

別表第1 運営委員及び監事の選出区分

区分	選出機関	人員
運営委員	各参加団体中から	原則として各1名
	各都道府県本部から	各1名
	会長の推薦する者	若干名
監事	参加団体2団体から	各1名

別表第2 常任委員会の構成員

運営委員長	1名
運営副委員長（総括）	1～2名
〃（総務委員長）	1名
〃（広報委員長）	1名
総務副委員長	2名
広報副委員長	2名
会長の推薦する者	若干名
各都道府県ブロック互選の各1名	5名

（名誉会長・顧問・参与）

- 第7条 本会に名誉会長、名誉顧問、特別顧問、常任顧問、参与を置くことができる。
2. 会長は、本会会長経験者を総会の推薦によって、名誉会長に委嘱することができる。
 3. 会長は、本会副会长経験者を運営委員会の推薦によって、名誉顧問に委嘱することができる。
 4. 会長は、日本遺族会会長を運営委員会の推薦によって、特別顧問に委嘱することができる。
 5. 会長は、日本遺族会会長を運営委員会の推薦によって、常任顧問に委嘱することができる。
 6. 顧問及び参与は、運営委員会の推薦によって、会長が委嘱する。

（総会）

- 第8条 総会は本会の最高決議機関とし、この会則に定めるもの以外、次の事項に関し審議決定する。

- 事業計画の承認
 - 予算及び決算の承認
 - その他会長が附議した事項
2. 総会の構成員は別表第3に定める者とする。
 3. 総会は通常年1回開催し、会長がこれを招集する。
 4. 総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

別表第3 総会の構成員

会長		
副会長		
顧問・参与		
運営委員・監事	各参加団体代表	各1名
	各都道府県本部代表	原則として各1名

（運営委員会）

第9条 運営委員会は本会の執行機関とし、この会則に定めるもの以外、次の事項に関し審議決定し、本会の運営にあたる。

- 事業計画の策定
- 予算及び決算の策定
- 諸規程の制定改廃
- その他会長が附議した事項

2. 常任委員会に運営委員会が委任した事項については、常任委員会の議決をもって運営委員会の議決に代えるものとする。
3. 運営委員会に総務及び広報委員会を置き、運営委員会の定めるところにより業務を分担する。
4. 運営委員会及び常任委員会は運営委員長が必要と認める場合に招集し、議長となる。

(事務局)

第10条 本会に事務を処理するために事務局（東京都千代田区九段北3-1-1靖國神社遊就館内）を置く。

事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置き、会長がこれを委嘱する。

2. 事務局長及び事務局次長は、運営委員を兼任するものとする。

(財政)

第11条 本会の経費は入会金、分担金、寄付金、維持会費及び特別維持会費をもってこれにあてる。

2. 入会金、維持会費、特別維持会費及び分担金については次による。

入会金（個人）

普通会員	1,000円
特別会員	10,000円
維持会費	700円（靖國カレンダー送付）
特別維持会費	2,000円（DVD送付）
分担金（団体）	年額 10,000円 以上とし額は相互調整による。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わるものとする。

(会則の改正)

第13条 この会則は、運営委員会において出席者の三分の二以上の同意を得たのち、総会の承認を得て改正する。

(細則)

第14条 この会則を実施するため必要な細則は運営委員会においてこれを定める。

付則

この会則は令和5年4月23日から施行する。

令和5年4月23日 改正理由	1 民法改正に伴う監事業務の明確化 2 運営委員への委嘱状交付の項の削除 3 総会議決項目の新設 4 文言の修正
令和6年4月23日 改正理由	維持会費改正 第11条 2 維持会費 700円（500円から改定）